

様式2

生産行程管理業務規程

令和6年2月29日

1 作成者

住所（フリガナ）：シマネケンマスダシナカヨシダチョウ
(〒698-0042) 島根県 益田市 中吉田町 1000
(JA しまね西いわみ地区本部営農センター内)

名称（フリガナ）：マスダ 益田アムスメロン振興協議会シンコウキョウギカイ

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 田村 清己

ウェブサイトのアドレス：ー

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（メロン）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：マスダ 益田 アムスメロン、Masuda Amusmelon、Masuda Amusumeron、
Masuda Amsmelon

4 明細書の変更

益田アムスメロン振興協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

協議会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「益田アムスメロン」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「益田アムスメロン」の生産地、品種及び栽培方法が分かる記録として、「生産記録台帳」等を作成し、協議会に提出する。

イ 協議会の手順

協議会は、生産業者が集出荷施設に出荷したアムスメロンを協議会が定めた基準に基づいて選果し、その結果を記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）のA及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないこ

とを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産業者の生産したアムスメロンについて、地理的表示である「益田アムスメロン」の名称の使用及び出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、前記5（1）の周知の際に、地理的表示である「益田アムスメロン」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産されたアムスメロンにのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「益田アムスメロン」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産業者の生産したアムスメロンについて、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「益田アムスメロン」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「益田アムスメロン」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

